

食品衛生法の一部を改正する法律案

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物について、第十五条第一項から第三項まで又は第十七条第一項の規定による検査の結果次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを告示をもつて禁止することができる。

一 第四条各号に掲げる食品又は添加物

二 第六条に規定する食品

三 第七条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

四 第七条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

厚生労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第一項の規定による処分が行われた場合において、厚生労働大臣は、当該処分に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該処分に係る特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該処分の全部又は一部を告示をもつて解除するものとする。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において製造され、又は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装について、第十五条第一項から第三項まで又は第十七条第一項の規定による検査の

結果次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当数発見されたこと、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用することを告示をもつて禁止することができる。

一 前条に規定する器具又は容器包装

二 次条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

厚生労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第四条の三第三項の規定は、第一項の規定による処分が行われた場合について準用する。この場合において、第四条の三第三項中「食品又は添加物」とあるのは、「器具又は容器包装」と読み替えるものとする。

る。

第二十二條中「又は第十二條の規定」を「若しくは第十二條の規定に違反した場合又は第四條の三第一項若しくは第九條の二第一項の規定による禁止」に改める。

第二十三條中「規定に違反した場合」の下に「、第四條の三第一項若しくは第九條の二第一項の規定による禁止に違反した場合」を加える。

第二十九條第一項中「第四條」の下に「、第四條の三」を加える。

第二十九條の二中「及び第二十一條から第二十四條までの各條」を「、第二十一條から第二十四條までの規定及び前條」に改め、同條を第二十九條の二の二とし、第二十九條の次に次の一條を加える。

第二十九條の二 厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。

第三十條第一項中「二十万円」を「三百万円」に改める。

第三十條の二第一項及び第三十條の三中「十万円」を「百万円」に改める。

第三十一条中「一に」を「いずれかに」に、「六箇月」を「六月」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「第二十九条の二」を「第二十九条の二の二」に改め、同条中同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条の三第一項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）又は第九条の二第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による禁止に違反した者

第三十二条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改める。
第三十二条の二中「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

理由

最近における食品衛生上の危害を発生させるおそれが高いと認められる食品等の販売や輸入の状況等にかんがみ、特定の国若しくは地域において製造等がなされ、又は特定の者により製造等がなされた食品等について、その販売、輸入等を禁止することができることとともに、食品衛生法の規定に違反した者に対する罰則を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

食品衛生法の一部を改正する法律案要綱

第一 食品及び添加物の販売、製造、輸入等の禁止（第四条の三関係）

一 厚生労働大臣は、特定の国又は地域で製造等がなされ、又は特定の者により製造等がなされた特定の食品又は添加物について、

- 1 検査の結果、食品衛生法の基準に違反する食品等が相当数発見されたこと
- 2 生産地における食品衛生上の管理の状況
- 3 その他の厚生労働省令で定める事由

からみて、当該国等の当該食品等に食品衛生法の基準に違反する食品等が相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、

- 1 人の健康を損なうおそれの程度
- 2 その他の厚生労働省令で定める事項

を勘案して、食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議し、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該食品等の販売、製造、輸入等を告

示をもつて禁止することができることとする。

二 一 による処分が行われた場合において、厚生労働大臣は、当該処分に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該処分に係る食品等に起因する食品衛生上の危害の発生のおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該禁止の全部又は一部を告示をもつて解除するものとする。

第二 器具及び容器包装の販売、製造、輸入等の禁止（第九条の二関係）

器具及び容器包装について、第一と同様の規定を設けること。

第三 廃棄命令等（第二十二条及び第二十三条関係）

第一又は第二の規定による禁止に違反した場合に廃棄命令等を行うことができることとする。

第四 乳幼児用おもちゃの販売、製造等の禁止（第二十九条第一項関係）

乳幼児用おもちゃについて、第一及び第三の規定を準用すること。

第五 法違反者の名称等の公表（第二十九条の二関係）

厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生法に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状

況を明らかにするよう努めるものとする。

第六 罰則（第三十条から第三十二条の二まで関係）

第一、第二又は第四の規定による禁止に違反した者についての罰則を六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金とするとともに、食品衛生法に違反した者に対する罰金を引き上げること。

第七 施行期日（附則関係）

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする。

食品衛生法の一部を改正する法律の運用に関する件（案）

政府は、食の安全の確保の重要性にかんがみ、次の事項について、適切な措置を講じ、その実現に努力すべきである。

一 輸入禁止措置等の発動は、国民の健康保護を最優先とし、これに関する関係行政機関の協議はこの趣旨にのっとり、迅速かつ適正に行われるべきものであること。

二 検疫所および保健所等における食品衛生監視員の増員、食品検査機能の強化、国、地方公共団体が設置する試験研究機関の調査研究体制の拡充整備など、食品の安全確保のための検疫・検査・研究体制の充実強化を図ること。

三 輸入、製造、販売業者等に対し、国民に安全な食品を提供する責務を徹底するため、指導監視を強化すること。このため、法違反に対する行政処分、罰則の内容、これらの適用を強化する方向で早急に見直すこと。

四 法違反の業者等の公表に当たっては、業者等の責務の重大性を踏まえ厳正に行うとともに、行政事務の無用の煩雑や国民の無用の混乱を生じないよう適切な方法を講ずること。

五 食品衛生行政の運営に当たっては、一般消費者等の意見を適切に反映すること。

六 食品衛生法の抜本改正を早急に行うこと。

右決議する。